

営業秘密の保護について

経済産業省 知的財産政策室
平成25年11月

目次

1. 営業秘密保護のこれまでの取組

2. 営業秘密を巡る近年の情勢

- 人を通じた技術流出
- 海外拠点からの技術流出
- サイバー攻撃による技術流出
- 技術提携先等からの技術漏えい

3. 営業秘密を巡る国際情勢

4. 営業秘密の今後の方向性

営業秘密保護に係る経産省のこれまでの主な取組

- 平成2年 民事保護規定の創設
「営業秘密」の不正取得・使用・開示行為に対する民事保護規定の創設
- 平成15年 「営業秘密侵害罪」の創設 3年以下の懲役
300万円以下の罰金
営業秘密侵害行為のうち、特に違法性の高い行為類型に限定して刑事罰の対象とする
「技術流出防止指針」「営業秘密管理指針」の策定
- 平成17年 「営業秘密侵害罪」の罰則強化 5年以下の懲役
500万円以下の罰金
国外処罰規定、退職者処罰規定、法人処罰規定等の導入（平成17年11月1日施行）
- 平成18年（意匠法等の一部改正） 「営業秘密侵害罪」の罰則強化 10年以下の懲役
1000万円以下の罰金
- 平成21年 「営業秘密侵害罪」の罰則強化
目的要件の変更、第三者等による営業秘密の不正な取得に対する刑事罰の対象範囲の拡大、従業者等による営業秘密の領得自体への刑事罰の導入（平成22年7月1日施行）
- 平成23年 営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備
刑事裁判における営業秘密の秘匿決定や公判期日外での証人尋問等、刑事訴訟の過程において営業秘密の内容を保護するための手続を導入。（平成23年12月1日施行）

営業秘密保護強化に向けて策定したガイドライン

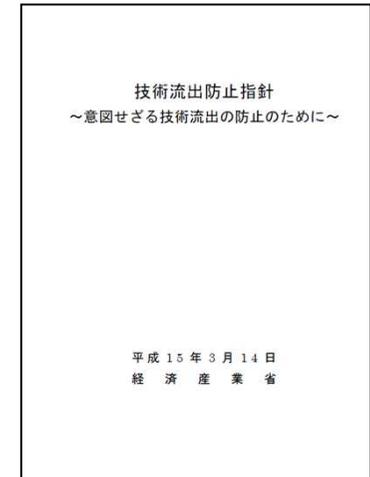
- 経産省では、不正競争防止法上の保護を受けうる企業等の保有する情報の管理水準や企業が秘密管理体制を構築する際の参考ツール等を示した指針等を策定。

○技術流出防止指針（平成15年3月14日策定）

企業が海外展開等をする場合に、「意図せざる技術流出」が起ることを防止するため、技術流出が発生する主なパターンを紹介するとともに、その対策を提示

※以下のURLからご参照いただけます。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html#bousi>



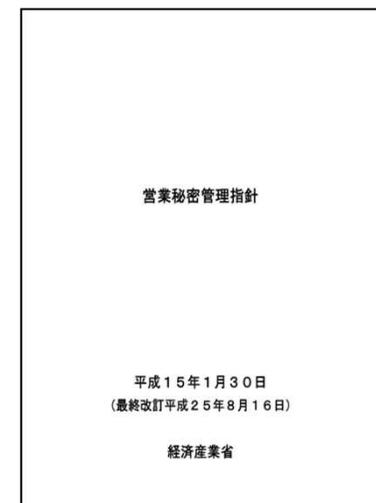
○営業秘密管理指針（平成25年8月16日改訂）

適切な営業秘密管理に向けた企業のアプローチを支援することを目的に策定されたガイドライン。

- 事業者の実態を踏まえた合理性のある秘密管理方法の提示
 - ①営業秘密と認められ得るための管理方法と、②漏洩リスクを最小化するための高度な管理方法とを分けて具体的に列挙
- 営業秘密管理チェックシートや管理体制を構築するための具体的な導入手順などの実践的な内容を掲載

※以下のURLからご参照いただけます。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html#himitu>



目次

1. 営業秘密保護のこれまでの取組

2. 営業秘密を巡る近年の情勢

- 人を通じた技術流出
- 海外拠点からの技術流出
- サイバー攻撃による技術流出
- 技術提携先等からの技術漏えい

3. 営業秘密を巡る国際情勢

4. 営業秘密の今後の方向性

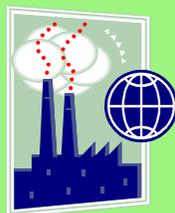
営業秘密漏えいが生じやすい環境へ

エレクトロニクス業界等におけるリストラの増加



海外企業への
転職技術者の
増加

我が国企業の海外展開の進展



新興国企業との取引関係の深まり

工場の海外移転の増加

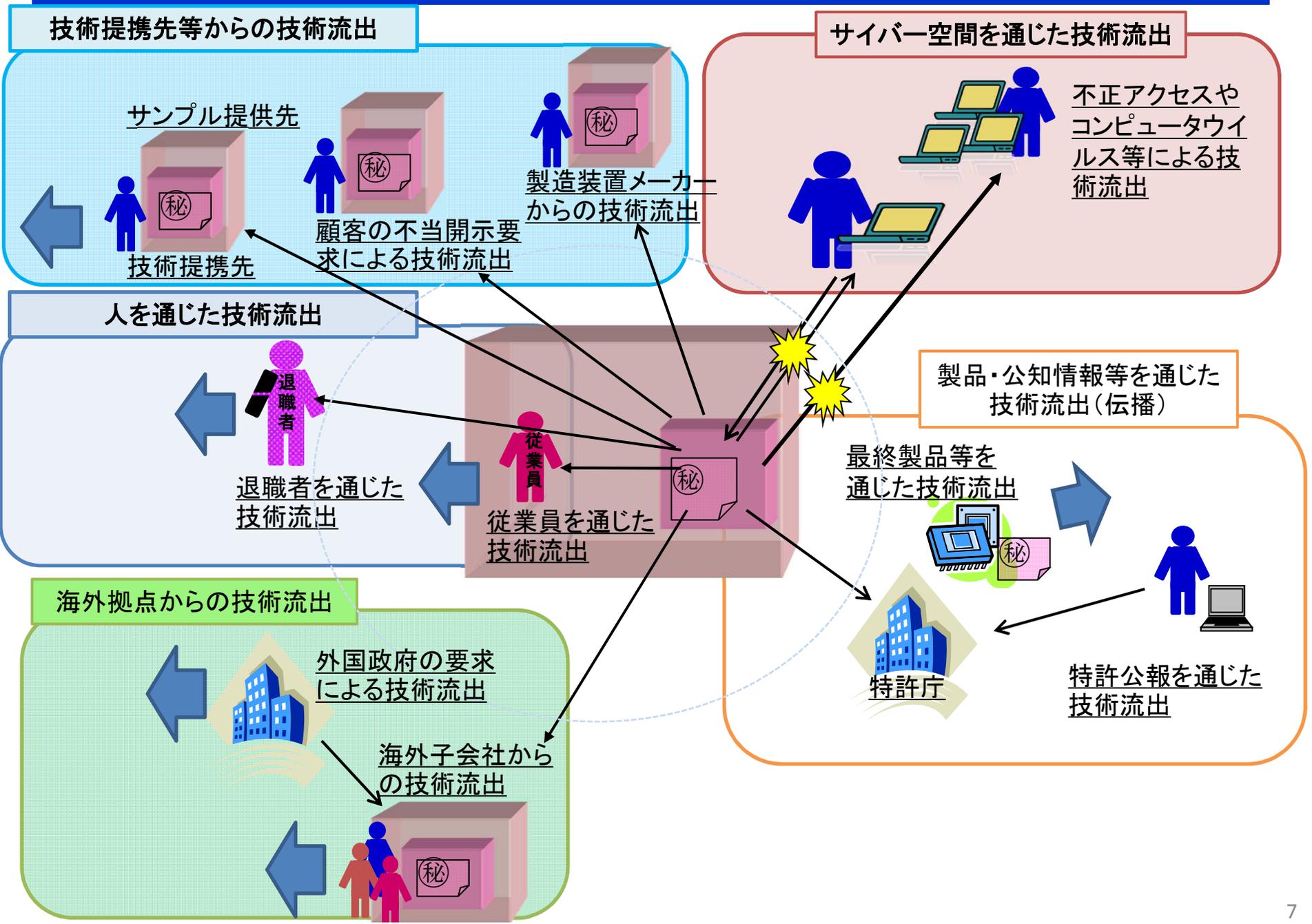
サイバー空間の拡大・浸透



サイバー攻撃
のリスク増加

営業秘密漏えいがより生じやすい環境へ

技術流出の様々なパターン



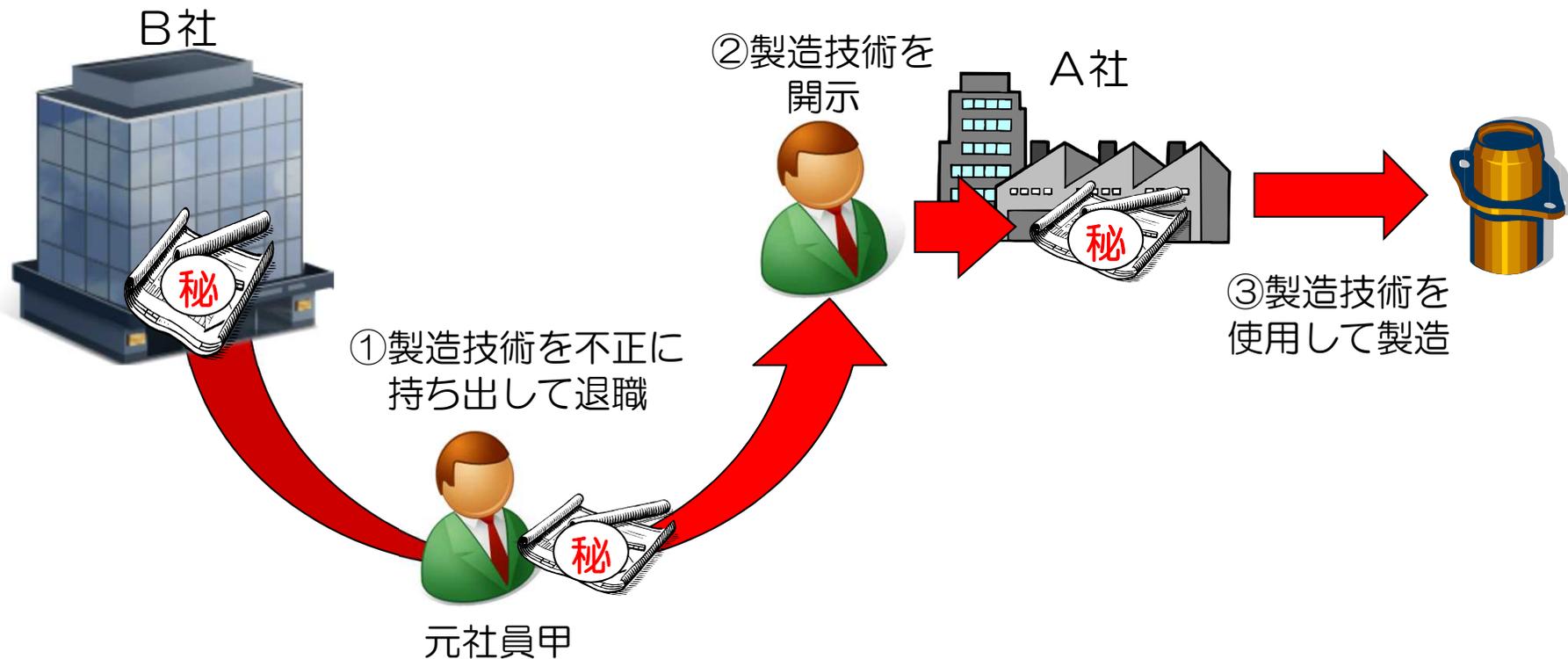
目次

1. 営業秘密保護のこれまでの取組
- 2. 営業秘密を巡る近年の情勢**
 - 人を通じた技術流出
 - 海外拠点からの技術流出
 - サイバー攻撃による技術流出
 - 技術提携先等からの技術漏えい
3. 営業秘密を巡る国際情勢
4. 営業秘密の今後の方向性

退職者等を通じた技術漏えい事例①

事案の概要

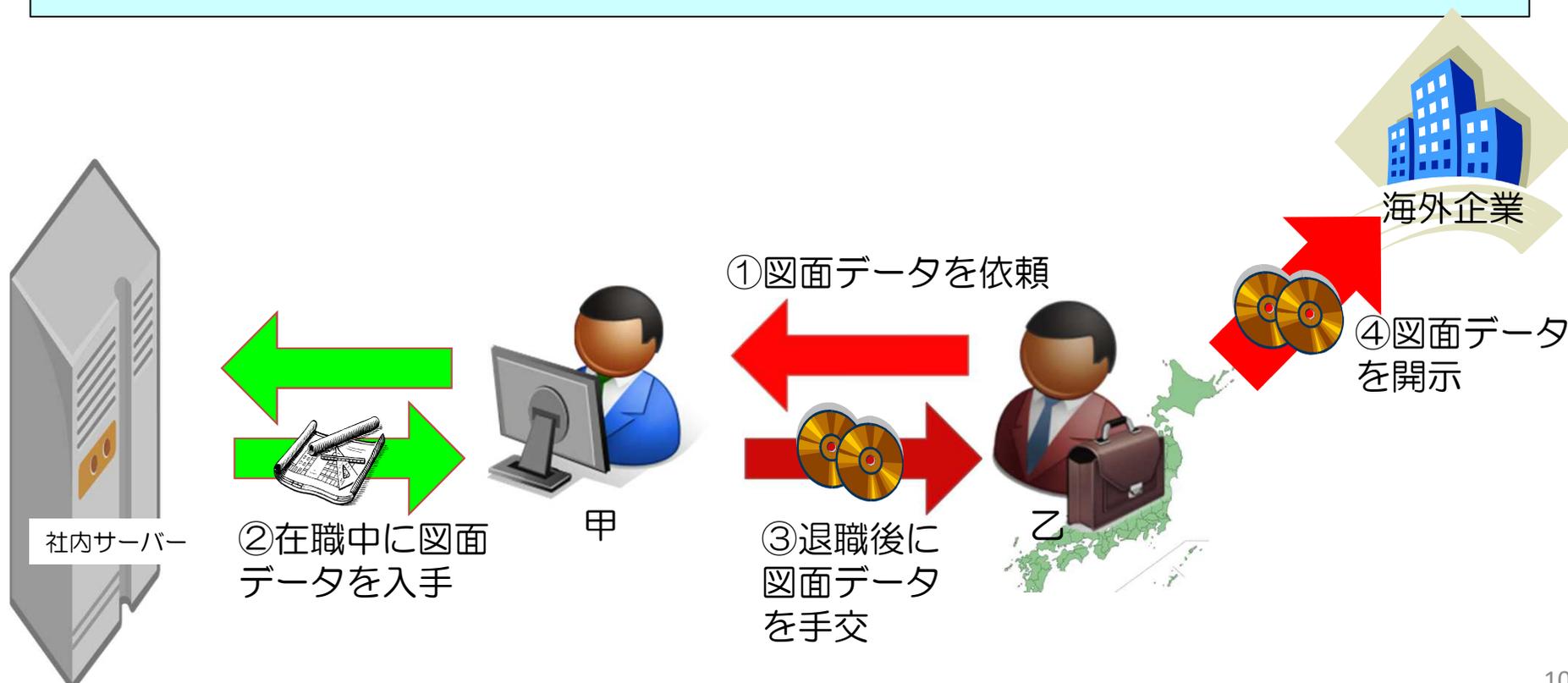
韓国鉄鋼大手A社とA社の日本法人がB社の元社員甲を通じて、高機能鋼板の製造技術を不正取得・使用したとして、B社がA社、A社日本法人、元社員甲に対し、不正競争防止法に基づく民事訴訟（1000億円の損害賠償請求と同鋼板の製造・販売の差し止め請求）を提起した事例。



退職者等を通じた技術漏えい事例②

事案の概要

国内機械メーカーの元従業員甲が在職中に乙（関連会社元従業員）の依頼を受け、会社のサーバーにアクセスし、営業秘密として管理されていた図面データをハードディスクに保存。甲は同社を退職した後、データを複製したCDを乙に手交。その後、乙が海外の競合企業に当該図面データを郵送。これら一連の行為について、不正競争防止法違反（営業秘密の不正開示）の刑事責任が問われた事例。

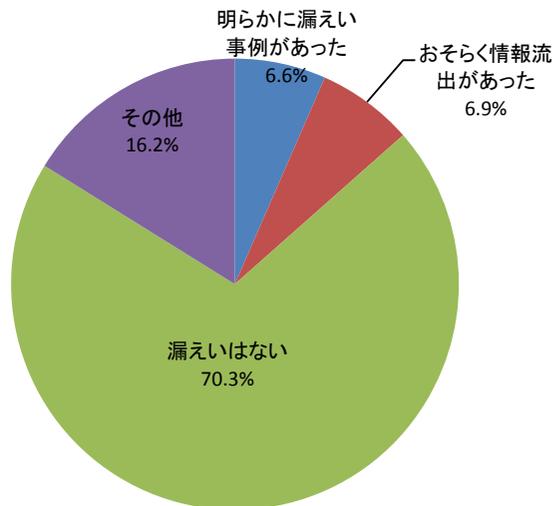


アンケート調査結果から 人を通じた営業秘密漏えいの実態(1)

○過去5年間での人を通じた営業秘密の漏えい事例については、「明らかに漏えい事例があった」と回答した企業は約7%、「おそらく情報流出があった」と回答した企業は約8%となっている。

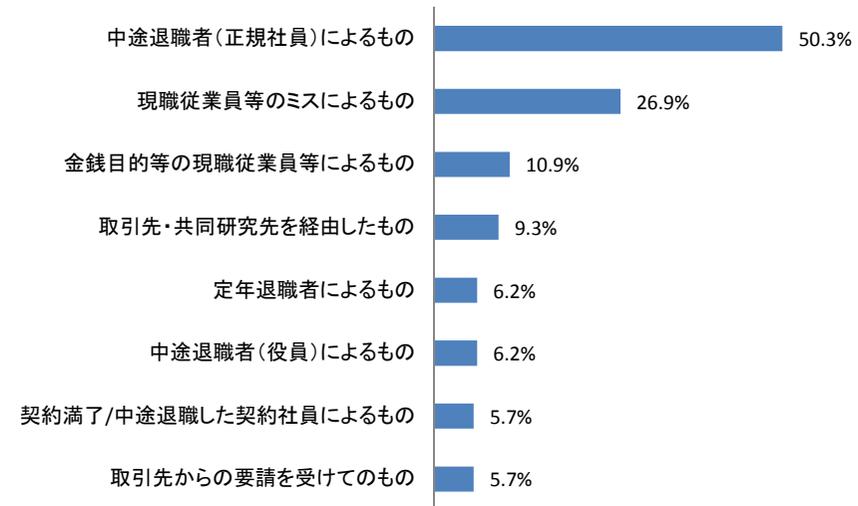
○「明らかに漏えい事例があった」ケースでは、流出元は正規社員の中途退職者によるものが最も多い。

人を通じた情報の漏えい実態



注)「明らかに漏えい事例があった」には、「明らかに漏えい事例があった」と「おそらく情報流出があった」の双方に「あった」と回答した企業を含んでいる(0.9%)

情報漏えい者(上位の比率)



注)企業数に対する比率(件数に対する比率ではない)
複数回の漏えい場合はすべての該当する漏えい者

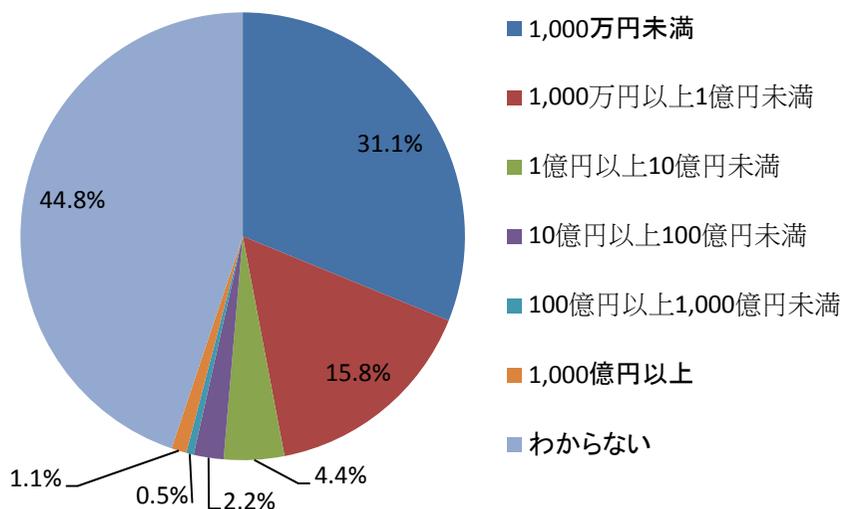
(出典) 経済産業省委託研究「平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究」アンケート調査より

アンケート調査結果から 人を通じた営業秘密漏えいの実態(2)

○推定被害額については、1,000万円未満が約3割を占めている。
他方、数は少ないが、10億円以上の被害を推定している企業も。
(これらはすべて製造業)

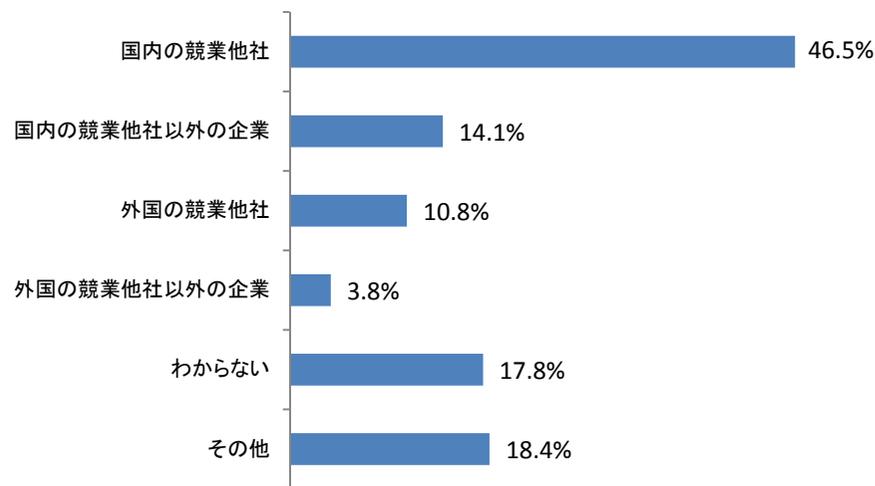
○営業秘密の漏えい先については、国内の競業他社が多い。
漏えい先として国外企業と回答したのは、ほとんどが製造業。

人を通じた営業秘密の漏えいによる推定被害額



注)183社から回答。複数回流出の場合は合計額

人を通じた情報の漏えい先



注)企業数に対する比率(件数に対する比率ではない)
複数回の漏えいの場合にはすべての該当する流出先

(出典) 経済産業省委託研究「平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究」アンケート調査より

目次

1. 営業秘密保護のこれまでの取組

2. 営業秘密を巡る近年の情勢

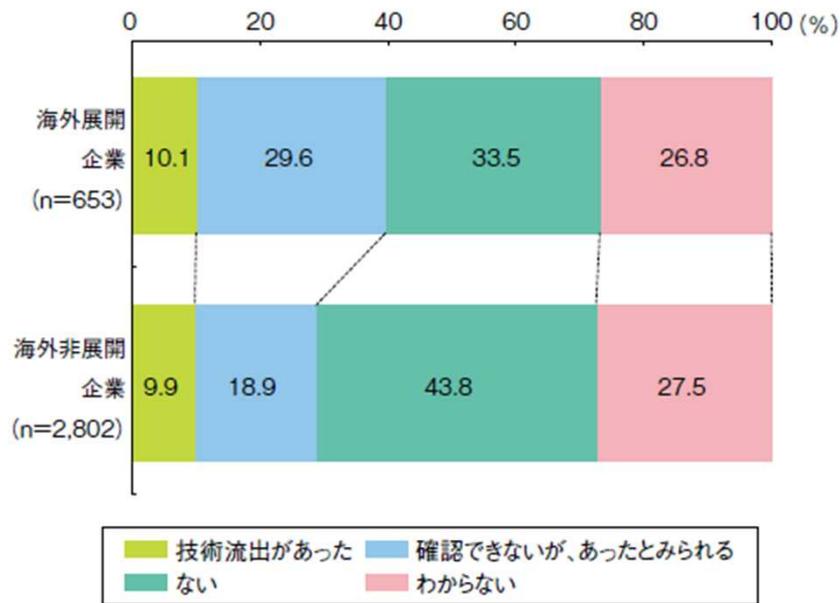
- 人を通じた技術流出
- 海外拠点からの技術流出
- サイバー攻撃による技術流出
- 技術提携先等からの技術漏えい

3. 営業秘密を巡る国際情勢

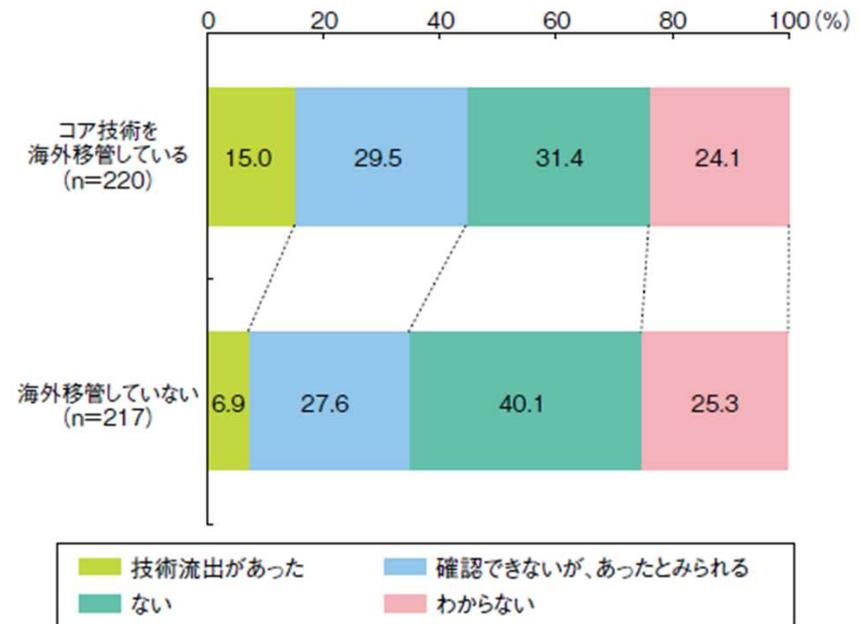
4. 営業秘密の今後の方向性

海外展開を通じた技術流出①

- 海外展開企業の方が、海外非展開企業と比較して、1割程度多く技術流出（「技術流出があった」＋「確認できないが、あったとみられる」）をしている。
- コア技術を海外に移管し生産活動を行っている企業の半数近くから技術流出をしている。



備考：海外展開企業とは、海外現地法人を有する企業
資料：経済産業省調べ(11年1月)

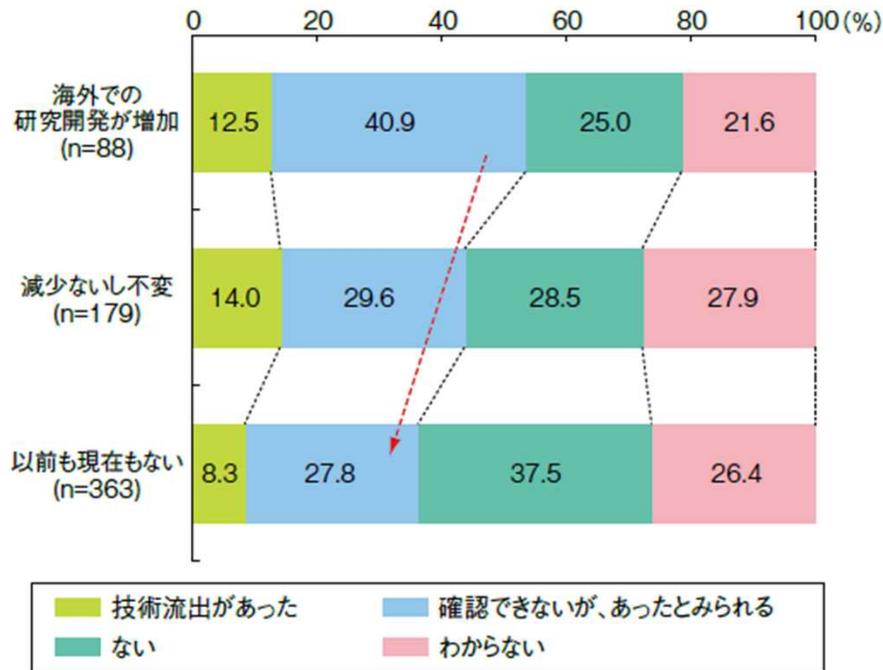


資料：経済産業省調べ(11年1月)

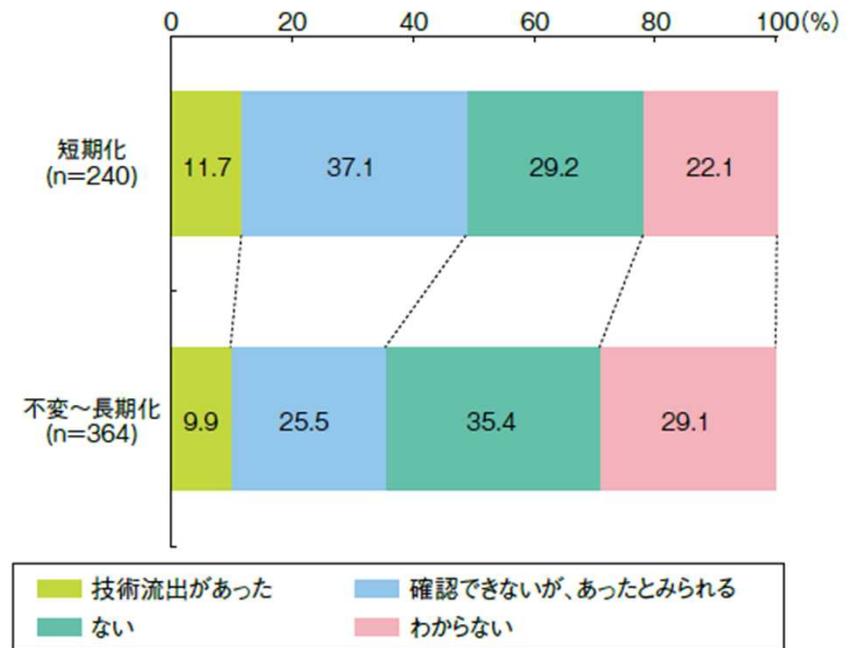
出典：2011年版ものづくり白書

海外展開を通じた技術流出②

- 5年前と比較して海外での研究開発を増やしている企業について、技術流出リスクが高まっている。
- 研究開発が実用化までに求められる期間が短期化している企業ほど技術流出が起きている。



資料: 経済産業省調べ(11年1月)



資料: 経済産業省調べ(11年1月)

出典: 2011年版ものづくり白書

目次

1. 営業秘密保護のこれまでの取組

2. 営業秘密を巡る近年の情勢

- 人を通じた技術流出
- 海外拠点からの技術流出
- サイバー攻撃による技術流出
- 技術提携先等からの技術漏えい

3. 営業秘密を巡る国際情勢

4. 営業秘密の今後の方向性

企業等の営業秘密を狙ったサイバー攻撃

- 情報通信技術を用いて企業等の機密情報を搾取しようとするサイバーインテリジェンスが問題化。

[サイバー攻撃の特徴]

- ① 攻撃の実行者の特定が難しいこと
 - ② 攻撃の被害が潜在化する傾向があること
 - ③ 国境を越えて実行可能であること
- サイバー攻撃への対処能力の強化が喫緊の課題

企業等の営業秘密を狙ったサイバー攻撃事例

重工業メーカーに対するサイバー攻撃

23年9月、重工業メーカーがサイバー攻撃を受け、最新鋭の潜水艦やミサイル、原子カプラントを製造している工場等における約80台のコンピュータが、外部からの情報窃取を可能とする不正プログラムに感染していたことが明らかになった。

JAXAに対するサイバー攻撃

平成24年1月、宇宙航空研究開発機構（JAXA）に対して標的型メール攻撃が行われ、職員のコンピュータが不正プログラムに感染したことにより、当該コンピュータの中に入っていた情報、業務中に表示した画面情報、当該コンピュータからアクセスしたシステムへのログイン情報等が23年7月から同年8月までの間、外部に流出していたことが判明した。さらに、24年11月にも、職員のコンピュータが不正プログラムに感染し、ロケットの仕様や運用に関わる情報が流出した可能性があることが判明した。

出典：警察庁HPIに基づき経済産業省にて加工

目次

1. 営業秘密保護のこれまでの取組

2. 営業秘密を巡る近年の情勢

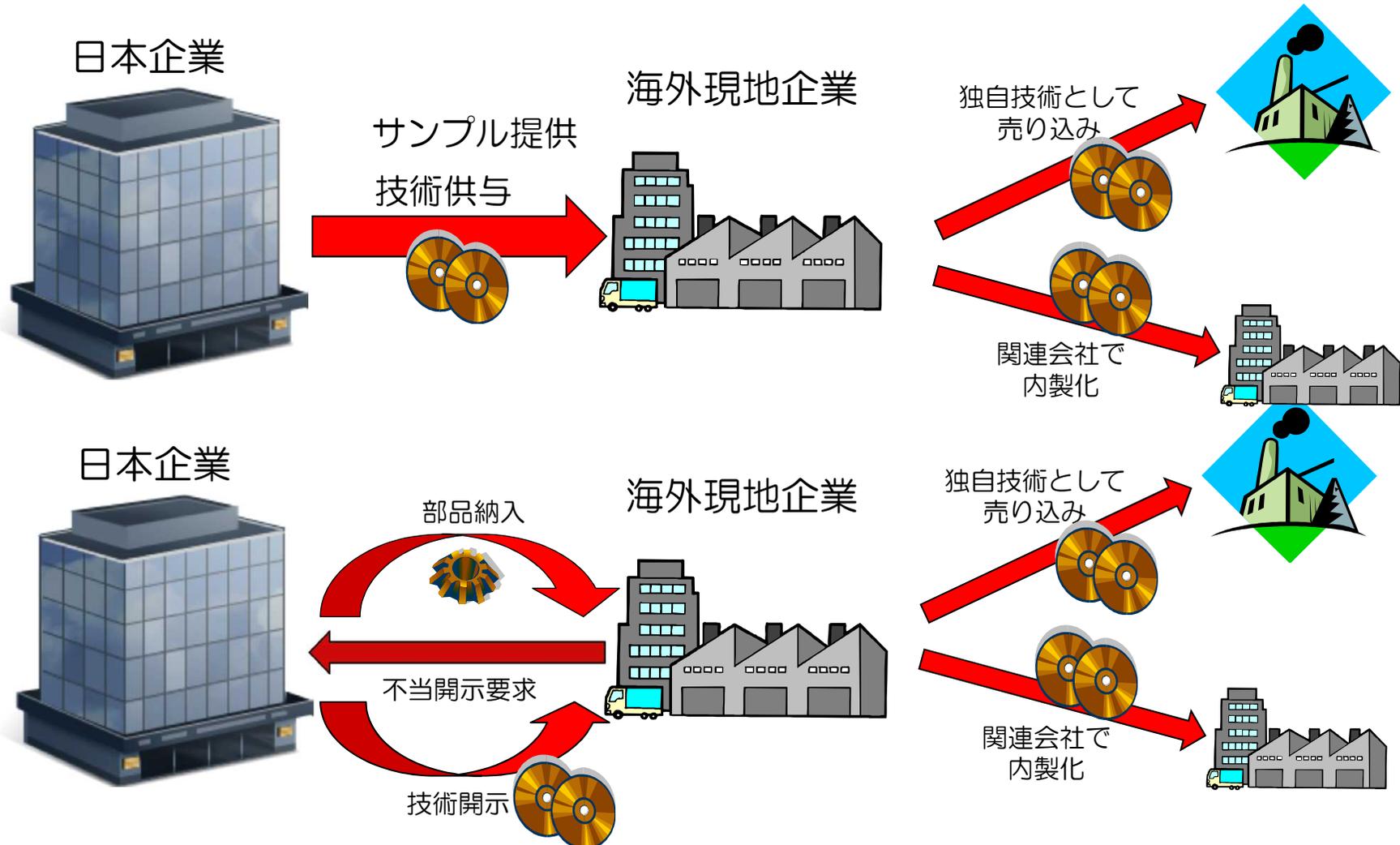
- 人を通じた技術流出
- 海外拠点からの技術流出
- サイバー攻撃による技術流出
- **技術提携先等からの技術漏えい**

3. 営業秘密を巡る国際情勢

4. 営業秘密の今後の方向性

日本企業の技術が提携先等から漏えいするケース

- 日本企業が供与した技術やサンプルが、独自技術として売り込まれたり、関連会社で内製化されたりするケース。
- 顧客からの不当開示要求により開示された技術が、独自技術として売り込まれたり、関連会社で内製化されたりするケース。



目次

1. 営業秘密保護のこれまでの取組
2. 営業秘密を巡る近年の情勢
 - 人を通じた技術流出
 - 海外拠点からの技術流出
 - サイバー攻撃による技術流出
 - 技術提携先等からの技術漏えい
- 3. 営業秘密を巡る国際情勢**
4. 営業秘密の今後の方向性

米国「営業秘密侵害を低減するための米国政府戦略」

ADMINISTRATION STRATEGY ON MITIGATING THE THEFT OF U.S. TRADE SECRETS

■ 2013年2月に関係政府機関との連名でホワイトハウスから公表



- (1) 海外における営業秘密保護のための外交上の取組
 - 他国に対する営業秘密保護の働きかけ
 - 外交ツールの活用 (ex. スペシャル301条、TPP等)
 - 法執行に係る国際連携、他国の人材育成、国際組織との連携
- (2) 企業による自己防衛の促進
 - 企業がベストプラクティスを促進することに対する政府の支援
- (3) 司法当局による捜査や摘発
 - 国土安全保障省の法執行部門と司法省との連携
 - 国家情報長官による民間企業への、侵害行為の特定や予防についての情報提供
- (4) 法改正の検討
 - 経済スパイの量刑引上げの提言(2011/3)を踏まえた検討
- (5) 広報・啓発活動

米国ONCIX: Office of National Counter Intelligence Executive

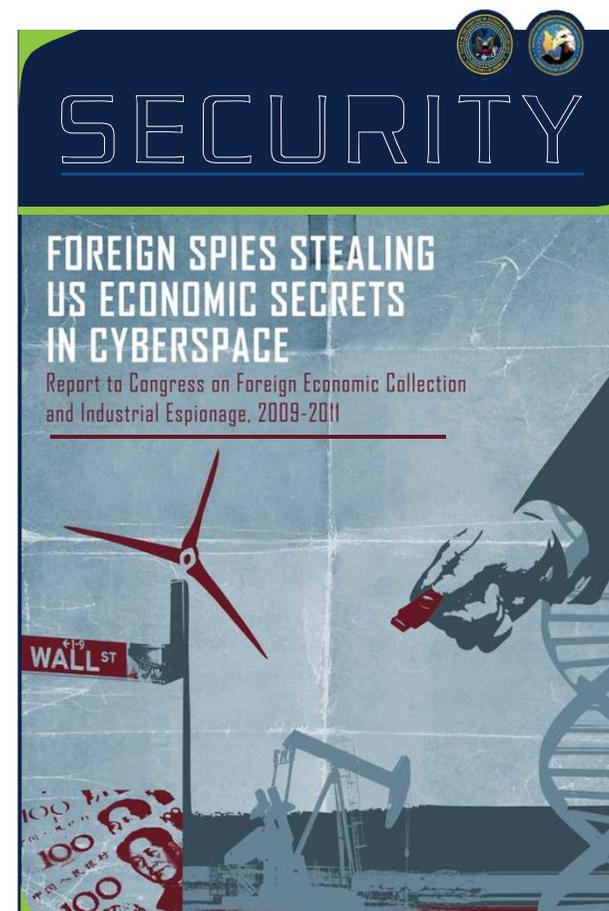
- カウンターインテリジェンスにおけるイニシアチブを担う組織。国家情報長官オフィスの一組織。

業務内容

カウンターインテリジェンス(CI)に関する以下の項目の進展・調整・構築

- 海外からの脅威のアセス
- 政府の国家戦略
- 情報収集、調査、執行の優先付け
- 予算と評価
- 詳細な経済損失の評価
- 普及啓発、人材育成

- ◆ ONCIXは、カウンターインテリジェンスに関わる様々な主体の協力の下、海外からの脅威のアセスについての年次報告書を議会に提出。
- ◆ 最新版は2011年版(2011/10)。2009-2011を対象。



目次

1. 営業秘密保護のこれまでの取組
2. 営業秘密を巡る近年の情勢
 - 人を通じた技術流出
 - 海外拠点からの技術流出
 - サイバー攻撃による技術流出
 - 技術提携先等からの技術漏えい
3. 営業秘密を巡る国際情勢
4. 営業秘密の今後の方向性

知的財産政策ビジョン(抜粋)

【知的財産政策ビジョン】（2013年6月7日知的財産戦略本部）

(3) 営業秘密の保護の強化

【取り組むべき施策】

- 営業秘密侵害の立証負担軽減（特に国外での使用・開示の証明など）などのために、営業秘密保護に関する制度について、具体的課題、海外の制度や動向を調査・研究した上で、必要に応じ、不競法の検討のみならず、民事手続や刑事手続の在り方も含めて幅広い観点から検討し、適切な措置を講ずる。（経済産業省、他）
- 営業秘密侵害行為により不正に製造された商品のグローバル流通を防止するための国際協調の在り方や方策について、米国での水際措置などの海外の制度や動向を調査・研究しつつ、検討し必要な措置を講ずる。（経済産業省、他）
- 日本における技術・営業秘密保護のための取組を促進するために、米国の「OSAC」、 「ONCIX」などの諸外国の取組などを参考にしながら、官民フォーラムの場などで産業界と政府が一体となり営業秘密保護に関する情報共有・検討などを行う体制の構築を検討する。（内閣官房、経済産業省、他）
- 人材を通じた技術流出に関する実態調査の結果などを踏まえた対応として、営業秘密の管理について基本的対策がとれていない企業（特に中小企業）・大学などを対象とした早急な支援、例えば、既存の指針・ガイドラインの内容の一層の周知徹底、事例を集めた理解しやすいパンフレットの作成とこれを用いた周知活動などを実施する。（経済産業省）

知的財産政策ビジョンで打ち出した施策の取組状況

取組状況

【海外調査・海外連携について】

- 営業秘密侵害訴訟における立証負担軽減など営業秘密保護に係る課題検討のために、アメリカ及びドイツにおける営業秘密保護に関する制度の状況や営業秘密侵害訴訟における原告側の立証方法や立証負担の程度、裁判所の判断の状況などに関する調査研究を開始している。
- 当該調査研究では、アメリカにおける営業秘密侵害物品の水際措置の実態調査や、アメリカの政府機関や関連団体等の営業秘密保護に関する最近の動向についても調査を進めている。
- 当該調査研究の結果については、今年度末までに取りまとめられる予定。
- 11月14日に開催された日中韓特許庁長官会合において、我が国の提案により、3庁で各国の取組に関する意見交換と専門家を交えた研究に着手することによって、効果的な保護のあり方に向けた協力を進めていくことを合意。

【官民連携の取組の推進について】

- 企業における営業秘密管理に資するよう、営業秘密漏えい事案や営業秘密の管理方法に係る知見などを官民共同で蓄積・共有する体制を構築する予定であり、本事業を来年度以降実施していくための予算を平成26年度概算要求に盛り込んでいる。

【営業秘密保護に関する制度の検討について】

- 海外調査とともに、経済産業省において有識者や企業等との意見交換を通じて、我が国の営業秘密保護に関する制度の課題等に関して整理を進めている。

課題・今後の展望

- 海外調査や意見交換等を踏まえて、我が国の営業秘密保護に関する制度の改善に係る論点等を整理し、制度の改正に向けた議論を深める。
- 官民連携の取組については、連携の枠組みを固めるため、取組内容をより具体化していくとともに、中小企業を含む幅広い企業や行政機関への参加の呼びかけなどを行っていく。